

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年度海洋環境整備船設計検討業務
業 務 概 要	本業務は、関門航路事務所が所管する海域を主たる活動範囲として海面清掃並びに海域環境調査を行うとともに、外洋での漂流木回収など担務海域外での活動も考慮した海洋環境整備船の建造を行うため、船体部、船殻艀装部、機関部、電気部、清掃装置部、油回収装置部及び調査観測装置部の構造・配置について調査検討を行い資料を作成するものである。また、災害支援機能に関して近年の活動実績を考慮した次世代作業船とするための技術検討を行うものである。
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 代理 九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所 副所長 古家 雅彦 下関市竹崎町4-6-1
契 約 年 月 日	令 和 6 年 9 月 12 日
契 約 業 者 名	一般社団法人日本作業船協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内3-4-1
契 約 金 額	43,780,000 円（税込み）
予 定 価 格	43,923,000 円（税込み）
随意契約による こととした理由	本業務を円滑に遂行するためには、海洋環境整備船に関して幅広い知識を有していることに加え、操船性・機動性に優れた次世代型油回収装置の導入検討のため、海洋における油回収及び集油方式に関する最新の知見を踏まえ、実船適用に向けた技術的課題を整理しその解決策を検討の上で建造資料を作成出来る高度な技術力や、造船設計に関する豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する適格性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般社団法人日本作業船協会が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令 和 6 年 9 月 12 日
履 行 期 間 （ 至 ）	令 和 7 年 3 月 10 日
備 考	